

令和7年度

三方原用水二期農業水利事業
秋葉取水口操作室他整備工事

特別仕様書
【当初】

関東農政局 三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総 則

三方原用水二期農業水利事業 秋葉取水口操作室他整備工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（各編令和7年度版）」（以下「標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書及び標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

この工事は、国営三方原用水二期土地改良事業計画に基づき、秋葉取水口操作室及び外構防護柵の改修工事をするものである。

2. 工事場所

静岡県浜松市天竜区龍山町地内

3. 工事概要

この工事の概要は、次のとおりである。

【建築改修工事】

秋葉取水口操作室	1棟
（管理棟緒元）	
1) 構造・規模	鉄骨造2階
2) 建築面積	198.30㎡
3) 延床面積	330.77㎡

（1）建築改修工事

1) 外壁補修工事	1式
2) 内装改修工事	1式
（2）電気設備改修工事	1式

【土木工事】

（1）外構防護柵改修工事	1式
1) 転落防止柵	39.6m
2) 転落防止兼用車両用防護柵	42.1m

4. 工事数量

別添「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

建築工事の施工範囲は、次のとおりである。

（1）建築工事

別添図面の「建築改修工事特記仕様書」による。

（2）電気設備工事

別添図面の「電気設備工事特記仕様書」による。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別添様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている195日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

らない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の配置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年11月5日（工事完了期限日）まで

第3章 施工条件

1. 秋葉取水口

本工事で施工対象としている秋葉取水口は、農業用水(以下「農水」という)の他、上水及び工業用水(以下「上水」という)を通水させるための供用施設である。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、以下のとおりを見込んでいる。

なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、大型連休、夏季休暇を含んでいる。

(1) 屋内作業：雨天休日等 12 日/月

(2) 屋外作業：雨天休日等 15 日/月

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休（令和8年5月4日～令和8年5月6日）、夏季休暇（令和8年8月13日～令和8年8月15日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 官公署等への申請手続き

本工事实施に必要な申請手続等は受注者が行わなければならない。

6. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

(1) 導水幹線水路補修工事（落差工他）

（施工予定時期：令和7年7月28日～令和8年5月29日）

第4章 現場条件

1. 土質

(1) この工事の施工場所の土質は、礫質土を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

1) 下表のとおり交通誘導警備員を配置するものとし、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習、または基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交

通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

なお、道路管理者及び所轄の警察署等との協議結果、または条件変更等に伴い員数及び配置場所等に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考
静岡県浜松市天竜区龍山町地内（国道152号との境界付近）	1名/日	誘導員A	昼間	無	作業時

(2) 騒音・振動対策

騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、関係機関及び地元関係者との調整、協議により対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 交通対策

- 1) 工事用車両は交通法規を遵守して安全を図るものとする。また、一般車両の通行を優先する等の措置を受注者の責任のもと、資材納入車両等も含めた全工事車両に対し周知し、交通安全に万全を期さなければならない。なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとするが、工事着手前に道路の現況調査を行うものとする。
- 2) 国道の通行規制は不可とする。やむを得ず通行規制が必要となる場合は、道路管理者(県)、交通管理者(警察)等の関係機関ならびに監督職員と協議を行うこと。
- 3) 施設管理者車両が出入りする際は、安全に出入り出来るよう適切に誘導するとともに、必要に応じて、車両通行部の養生等を行うこと。また、進入路部でのコンクリート打設時など工事車両の進入路配置が必要な工程の際は、進入路が通行止めとなるため、施設管理者車両の出入り時間と通行止めとなる工事工程との時間調整を図ること。

(4) 濁水対策

濁水処理施設の設置は計画していないが、濁水を流さないよう十分注意するものとする。

なお、関係機関及び地元関係者との協議等により対策施設等が必要となった場合は、監督職員と協議しなければならない。

(5) 防塵対策

防塵対策施設の設置は計画していないが、工事による粉塵等に十分注意して施工しなければならない。

なお、関係機関及び地元関係者との協議等により対策施設等が必要となった場合は、監督職員と協議しなければならない。

(6) その他

- 1) 既設構造物及び第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- 2) 本工事において、本工事の敷地内に工事管理者・監督職員用の管理事務所は設けない。

3. 関係機関との調整

工事に伴う交通規制並びに任意仮設に関するものは、監督職員と打ち合わせのうえ受注者が必要な手続きを行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 一般事項

本工事で指定した仮設工を代替え施工する場合は、施工計画書を提出し監督職員の承諾を得なければならない。

これにより、指定した仮設工の工法及び作業量を変更する必要がある場合には監督職員と協議するものとする。

2. 工事用進入路

工事用進入路は、国道152号線および秋葉取水口敷地内道路を利用するものとする。利用に当たっては、事故防止に十分注意を払うとともに一般通行に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。

3. 建設発生土仮置場

外構安全柵改修工事に伴い発生する掘削・埋戻し土の一時仮置き場として、「雲折湖畔公園」を候補地とする。候補地使用にあつたては、事前に詳細計画を行い、関係者および監督員職員との協議、確認を行うこと。

名称	仮置場所	摘要
雲折湖畔公園	静岡県浜松市天竜区龍山町戸倉	

4. 水替工

本工事の施工にあたり、支障となる湧水については、想定していない。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、秋葉取水口敷地内及び雲折湖畔公園（第5章3）である。

第7章 工事用電力等

この工事において使用する電力設備、給水設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事に使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日交付）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

(1) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類 (記号)	使用目的
無筋コンクリート	18	25	65以下	BB	均しコンクリート
鉄筋コンクリート	21	25	60以下	BB	防護柵基礎

※粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

(2) 転落防止兼用車両防護柵

- ①転落防止兼用車両用防護柵の転落防止柵パネルの種別は、[防護柵の設置基準・同解説 令和3年3月]に示されるP種及びC種を適用とする。

【P種設計強度】

- 1) 垂直荷重：590N/m (60kgf/m) 以上
- 2) 水平荷重：390N/m (250kgf/m) 以上

【C種設計強度】

- 1) 45KJ 以上

- ②転落防止柵パネルは、設置する柵の路面から柵面の上端まで1.1mとする。車両用防護柵は、路面から防護柵上端までで0.6m以上1.0m以下とする。

- ③塗装色は白色とする。

(3) 転落防止柵

- ①転落防止柵の種別は、「防護柵の設置基準・同解説 令和3年3月」に示されるP種を適用とする。

【設計強度】

- 1) 垂直荷重：590N/m (60kgf/m) 以上
- 2) 水平荷重：390N/m (250kgf/m) 以上

- ②転落防止柵は、設置する柵の路面から柵面の上端までを1.1mとする。

- ③塗装色は白色とする。

- ④既設擁壁にアンカーボルト留めを行うに際し、事前に既設擁壁のコンクリート強度試験を実施して強度に問題が無いことを確認すること。

(4) 片開門扉

- ①片開門扉の種別は、転落防止柵と同等種別としてP種適用とする。

- ②片開門扉の高さは、設置する柵の路面から柵面の上端までを1.1mとする。

- ③塗装色は白色とする。

2. 見本又は資料の提出

この工事において使用する材料は、契約図面の「構造関係特記仕様書」及び「電気設備工事特記仕様書」によるものとし、下表に示す主要材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

電灯器具、エアコン、衛生設備器具等の取扱説明書及び保証書が添付されているものは取扱説明書及び保証書（メーカー及び受注者連帯）を提出するものとする。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績書
コンクリート	配合報告書、試験成績書
アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書
瀝青材	配合報告書、試験成績書
鉄筋及び鋼材	ミルシート、カタログ、試験成績書
防水材	色見本、試験成績書保証期間
屋根材	色見本、カタログ
壁材	色見本、カタログ、試験成績書
建具	製作承認図
塗料	色見本、試験成績書
内装材	色見本、カタログ、試験成績書
外装材	色見本、カタログ、試験成績書

照明器具	カタログ、納入仕様書
空気換気設備器具	カタログ、納入仕様書

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 水準点等

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 現地測量

外構安全柵改修工事においては、施工に先だって現地測量を実施し、測量結果に応じた設計の見直しを監督職員と協議の上で実施すること。

(3) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	確認時期・頻度 (重点監督)	備 考
内装工事	内装工事に伴う材料確認	材料搬入時	同左	
掘削	床付け状況、基準高、土質状況	初期床付け完了時 土質変化時	同左	
コンクリート構造物	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所（1リフト目施工後）	各躯体打設リフト単位に1箇所以上。箇所単位のものについては、適宜測定する	
安全施設	外構防護柵改修工事に伴う材料確認	材料搬入時	同左	
外壁工事	外観・寸法 使用材料 下地処理状況	—	作業着手時1回	

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規 格	備 考
再生砕石	RC-40	使用箇所 舗装路盤、防護柵基礎

3. 建設資材廃棄物等の搬出

(1) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。また、当該排水処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出しなければならない。

- (2) 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入れ時間	事業区分
コンクリート殻 (無筋)	浜北砕石(株)	静岡県浜松市浜名区三大地字一本松1-1	8:00 ～ 17:00	中間処分
アスファルト殻	浜北砕石(株)	静岡県浜松市浜名区三大地字一本松1-1	8:00 ～ 17:00	中間処分
汚泥（舗装切断時排水）	中村建設(株)	静岡県浜松市中央区篠原町18345-3	8:00 ～ 16:30	中間処分
木材類	(株)中野町チップ	静岡県浜松市中央区伊左地町3005-4	8:00 ～ 17:00	中間処分
ガラス類	(株)太洋サービス	静岡県浜松市中央区篠原町9254-2	8:00 ～ 17:00	中間処分
ボード類	(株)エムエスケイ	静岡県浜松市中央区和光町505-1	8:00 ～ 17:00	中間処分
廃プラスチック類	リサイクルクリーン(株)	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣20-1	8:00 ～ 17:20	中間処分
石綿含有廃プラスチック類	(株)ミダック	静岡県浜松市中央区大山町3595	8:30 ～ 16:00	最終処分
蛍光灯	リサイクルクリーン(株)	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣41	8:00 ～ 17:20	中間処分

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

【土木工事】

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

【建築工事】

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐい工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

5. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 2) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれがある場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

- 1) 埋戻土は現場発生土を使用することとしており、埋戻土として適さない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 埋戻しは一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようにまき出し、現地盤と同等の締固め度となるように締め固めなければならない。

(3) 既設構造物

秋葉取水口管理棟敷地との境界付近の掘削により既設構造物に影響を与えるおそれがある場合は、監督職員と協議しなければならない。

(4) 現場発生土

本工事において残土が発生した場合は、下表に示す受入場所に運搬し、残土処理を行うものとする。

なお、土質によっては受入れ不可となる場合もあることから、事前に監督職員と土質を確認後、搬入時期及び搬入方法等を十分調整するものとする。

名称	受入場所	搬出予定量	摘要
(株)真大和	静岡県浜松市浜名区中瀬9157	26m ³	放土

(5) 残土運搬

- 1) 建設発生土の残土は、搬出量の検測を行うものとする。
- 2) 建設発生土の搬出にあたっては、公衆道路の汚損防止に努めるとともに、重大な影響を防止するために、新たな汚損防止対策及び交通対策が必要となった場合は、監督職員と協議を行うものとする。

6. 安全施設

(1) 防護柵

防護柵工は、図面に示す区間について施工するが、現地に合致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

7. 構内舗装工

- (1) 設計図書における舗装構成は想定であるため、施工時に確認し、現況と同等の舗装構成で施工すること。

(2) 路盤工

路盤材は再生クラッシュラン（RC-40）とし、施工条件に合った機種により十分締固めなければならない。

（3）舗装工

表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）0.126t/100㎡以上を路盤面に均一に散布し路盤との密着を図らなければならない。

表層工は、施工条件に合った機種により再生密粒度アスコン（13）を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

なお、補充材は想定していない。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札公告の要件とし、競争参加資格確認申請書に記載された配置予定技術者でなければならない。

2. 施工管理

（1）施工管理

1) 品質及び施工管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工監理基準」によるものとする。

2) 本工事施工に当たっては、建築基準法第18条第3項の規定による確認済証に附帯する事項に基づく完成検査に合格するよう厳密に管理しなければならない。

（3）工程管理

受注者は工事期間中において、施工工程と実施工程を比較照査し、工期遅延が生じる恐れがある場合は、事前に原因を究明するとともに、対応策を速やかに監督職員に報告しなければならない。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1) から4) によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（2）機器の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。
なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム (信憑性チェックツール) またはチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員に提出するものとする
- (5) 費用
機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

5. 工事現場における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認 (以下「遠隔確認」という) を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

1. 条件変更

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 第 2 章-4 に示す工事数量表に変更が生じた場合。
- (2) 第 4 章-1 に示す土質及び地質が異なった場合
- (3) 第 4 章-2-(1) に示す保安対策に変更が生じた場合。
- (4) 第 5 章に示す指定仮設において変更が生じた場合。
- (5) 新たな産業廃棄物の出現、産業廃棄物の処理場、種類及び処理量に変更が生じた場合。
- (6) 湧水 (排水) 対策を追加する必要が生じた場合。
- (7) 第三者との協議結果により変更が生じた場合。
- (8) 使用する道路の交通条件に変更が生じた場合。
- (9) 既設構造物撤去等において変更あるいは追加が必要が生じた場合又は処理方法に変更が生じた場合。
- (10) 構造物の位置・構造に変更が生じた場合。
- (11) 正常な運行によって舗装等が破損した場合。
- (12) 騒音、振動対策を追加する必要が生じた場合。
- (13) 地質調査を追加する必要が生じた場合。
- (14) 粉塵対策、防塵対策を追加する必要が生じた場合。
- (15) 現地精査の結果原形復旧の変更、追加が必要が生じた場合。
- (16) 既設構造物の試験・調査等を追加する必要が生じた場合。

- (17) 現地精査により、変更の必要が生じた場合。
- (18) 歩掛調査等が追加となった場合。
- (19) 工事用地の変更が生じた場合。
- (20) 関連工事の工程等の変更に伴い本工事に変更が生じた場合。
- (21) 地下埋設物（埋蔵文化財含む）及び転石の出現があった場合。
- (22) 監督職員が設計変更に必要な構造計算、図面作成等を指示した場合。
- (23) 地質状況及び現場状況等により、構造及び工法を変更する必要が生じた場合。
- (24) 安全施設の改修を追加する場合。
- (25) その他、監督職員が必要と認めたもの。

第12章 公共事業関係調査に対する協力

本工事の実施に伴い、「歩掛調査」や「間接工事費等諸経費動向調査」の対象となった場合には、これに協力するものとする。

第13章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- ① 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（土）様式 6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- ② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内

に書面（共通仕様書（土）様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

- ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- ④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- ⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（土）第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R 又は DVD-R）正副2部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事实施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土）様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事实施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合を提示する。

- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(様式2)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(様式3)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ス 擬音装置(機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場(トイレトペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア〜カ及び【付属品として備えるもの】キ〜チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合わせ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（３）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥見学会の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営

	⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
--	--------------------------

9. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

- ① 補正係数
(土木工事)

	週単位の週休2日 〔現場閉所 1週間に 2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上〕
労務費	1.02	1.02

共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

（建築工事）

	週単位の週休2日 〔現場閉所 1週間に 2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	—	—
現場管理費（率分）	1.01	—

② 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- （6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
構造物取壊し	機械	1.01
	人力	1.02
横断・転落防止柵撤去		1.02
鉄筋工		1.02
ガードレール設置		1.00
横断・転落防止柵設置		1.02

なお、建築工事において、複合単価、市場単価、補正市場単価の各方式及び物価資料の掲載価格による積算に当たっては、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」の改訂について（令和7年12月10日付け国営積第7号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知）を参考に補正する。

10. 週休2日制の促進

- （1）本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- （1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- （2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- （3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準

は適用しない。

- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 真夏日
日最高気温が30℃以上の日をいう。
 - 2) 工期
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを

実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出するものとする。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなすものとする。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いてもよいものとする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(％)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※補正係数：1.2

15. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
様

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代 及びこれらの建物を建築す る代わりに貸しビル、マン ション、民家等を長期借上 げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送 (水上輸送を含む)をするた めに要する費用(運転手賃 金、車両損料、燃料費等含 む)			
	小 計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、労働者 の帰省旅費、労働者の帰省 手当			
		賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の食事補助、交通費 の支給			
	小 計					
合 計						